広島県告示第千七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和八年十一月十六日

広島県知事　横　田　美　香

名称	所在地	廃止年月日
そえだ歯科医院	尾道市高須町一三七一－五	令和八年八月二〇日
竹乗薬局	東広島市高屋町大字宮領一八四－六	令和八年一〇月一日